



10連休、どう過ごされましたか？

公益財団法人日本植物調節剤研究協会 監事
 税理士法人 駒井会計事務所
 大倉 祐介

今月号をご覧になっているのは、お盆休みを終えられた方が多い頃ではないかと思います。皆さま、リフレッシュされましたでしょうか？

お休みと言えば、今年はありましたね。10連休です。10連休となるのは、祝日法が定められた1948年以来初めてのことです。旅行の需要が大きく伸びるなど、過去最長の連休を楽しまれた方も多くいらっしゃる一方で、10連休は長すぎるという声もまた多く聞かれました。実際に、医療や金融、物流などでは休業が長期に及ぶことへの影響が懸念されました。

折しも、働き方改革が叫ばれています。働き方改革ということをよく耳にされるとと思いますが、あらためてどういうものなのか、みてみたいと思います。

2019年4月1日から施行されている働き方改革関連法では、次のことが規定されています。

- ① 残業時間の上限規制
- ② 勤務間インターバル制度の導入促進
- ③ 年次有給休暇の取得義務化
- ④ 労働時間の状況の客観的な把握
- ⑤ フレックスタイム制の拡充
- ⑥ 高度プロフェッショナル制度の導入
- ⑦ 1箇月60時間を超える残業の割増賃金率引き上げ
- ⑧ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

この中で、最も身近で関心も高いと思われる①と③について、みてみたいと思います。

① 残業時間の上限規制

残業時間は、一部の例外を除き、1箇月あたり45時間まで、1年あたり360時間までと規定されました。これを超える残業は法違反となります。1箇月45時間は、1日にすると2時間に相当します。

では、いままではどうだったのかということですが、残業時間の上限は法律による規制はありませんでした。厚生労働大臣の告示による行政指導はありましたが、法律上は上限な

く残業を行なうことが可能でした。

そのため、今回の改正は大変影響の大きいものとなっています。

③ 年次有給休暇の取得義務化

年次有給休暇は、労働基準法において一部の例外を除き付与することが義務付けられています。

ところが、その付与された休暇の権利を現実に行使して休むことが難しい状況があったため、今回の改正では、一定の場合に5日間は実際に休まなくてはならないよう規定されました。

このように、残業時間を少なくしたり、あるいは休暇を多くしたりするのは、いままでと同じ働き方では達成することは難しいのではないかと思います。そのためには生産性を向上させる必要があり、それこそが働き方改革とも言われています。

そこで冒頭の10連休ですが、日本では日曜日や祝日でないと休みにくいところがあると思います。そのため長期の連休になると、多くの人が一斉に休むことによる医療や金融、物流などへの影響も心配されました。また、祝日が多くなることで、かえって年次有給休暇が取得しづらくなっているとの指摘もあります。

一人ひとりが、休みたいときに休みたい分だけ休めるようになるためには、社会全体でいままでの働き方を変えていかなければなりません、それができるようになったときに、本当の働き方改革が達成されているのかもしれない。そうすれば、休みが長すぎるという何とも不思議な声もなくなるのではないのでしょうか？！

と、ここまで書いてきましたが、今年の年末も、長期休暇になりそうですよ！